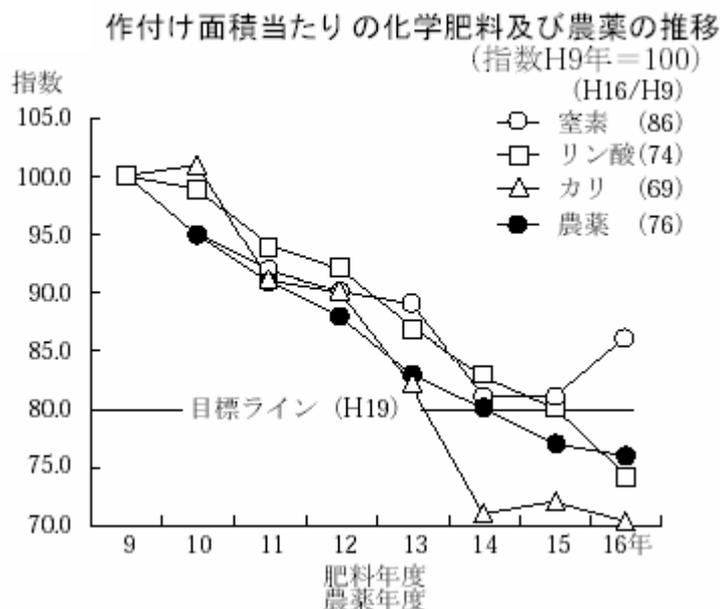


愛知県環境保全型農業基本方針の概要

趣旨	農業の物質循環機能を生かしながら、化学肥料、農薬等の資材の使用に伴う環境への影響をできる限り軽減し、環境の保全と生産性の維持・向上が調和した「環境保全型農業」を県、市町村及び関係団体が一体となって幅広く推進する。
目的	平成9年を基準として、概ね10年間で化学肥料、農薬の使用を有効成分、使用量、使用回数を考慮して概ね2割低減する。
推進方策	<p>意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、農業指導者等を対象に環境保全型農業の意義等の周知を図る。 ・ 県、市町村及び農業団体は、環境保全型農業に生産者自らが主体的に取り組むよう指導する。 ・ 県、市町村及び農業団体は、消費者に対して農業のもつ多面的機能についての啓発や環境保全型農業の取組についての情報提供を積極的に行い、本県農業に対する理解と協力を求めていく。 <p>技術確立と普及</p> <p>県、市町村及び農業団体は、連携を密にして環境負荷のより少ない農業資材や技術の開発を行うとともに、開発された技術の現地実証展示等を行い、より効率的な施肥、防除、有機質資材の活用を推進し、その普及、定着を図る。</p> <p>条件整備</p> <p>関連事業の活用により堆きゅう肥製造施設、土壌・病害虫診断施設等、環境保全型農業普及のための条件整備を行う。</p>

環境保全型農業推進目標の達成状況

16年の作付け面積当たりでの使用量で見た達成状況は、下図のとおり、9年比で化学肥料の肥料成分は窒素86%、りん酸74%、カリ69%、農薬は76%であった。



(農業の動き2006より)